

令和2年5月26日

保護者 様

就学奨励費関係書類の提出期限の変更等について

令和2年6月1日（月）から学校が再開しますが、6月3日（水）提出期限としていました就学奨励費関係書類の提出期限を下記のとおり変更します。

1年生 6月8日（月） 2年生 6月10日（水） 3年生 6月9日（火）

◎交通機関を利用し登校される方について

Q. 通学定期券をすでに購入してしまいました。払い戻したほうがいいですか？

学校再開とともに、定期券は購入したほうがいいですか？

A. 就学奨励費の通学に要する交通費についての対象となる経費の範囲は、生徒が、原則として最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合と定められています。そのため、登校すべき日に実際に登校された分のみが支給対象となります。おおよその目安として、月ごとに登校した日が10日を下回る場合は定期券ではなく、IC運賃（バスの場合は障がい者割引適用後の金額）での日割り計算した金額が支給額となります。この点にご留意いただき、それぞれのご家庭でご判断くださるようお願いいたします。

なお、既に購入済みの定期券は払い戻しが可能な場合があります。払い戻しをしたときに手数料が発生した場合は、領収書等を必ず保管しておいて、後日定期券のコピー等を提出される際に一緒に添付してください。（今回の提出時に間に合わなかった場合は2学期の提出時でも構いません。）

※払い戻しの条件・対応につきましては交通各社で異なりますので、ご確認のうえ、手続きをしてください。

情報提供 JR東日本からのお知らせ

◇購入済みの通学定期券の払いもどしについて

すでに購入済みの新学期の通学定期券につきましては、緊急事態宣言の発令された2020年4月7日に払いもどしのお申し出をされたものとみなし、払いもどしを行います。（所定の手数料等がかかります。）（本取扱いは、緊急事態宣言の対象となっている都道府県に限らず取り扱います。）

この取扱いは、最終使用后すぐに駅にお申し出いただくことなく、緊急事態措置期間最終日の翌日から1箇年有効となります。従いまして、払いもどしのためだけ、払いもどし申出証明を受けるためだけにご来駅いただく必要はございません。感染拡大防止のためにも、払いもどしは次回定期券購入時に同時に受けていただくようご案内ください。

※4月8日以降に通学定期券をご利用された場合や、Suicaのチャージ（定期区間外の乗車、バス等の交通機関での利用）をご利用された場合には、その最終使用日に払いもどしのお申し出をされたものとみなしますので、あわせてご注意ください

【お問い合わせ先】 ●JR東日本お問い合わせセンター

050-2016-1600

（受付時間：6：00～24：00 年中無休）

埼玉県立特別支援学校さいたま桜高等学園
事務室 就学奨励費担当 坂口
電話番号 048-858-8815